

生殖補助医療における当院の規程

(2025年1月 第9版)

目次

第1章	総則	2
第2章	治療対象	2
第3章	採卵術および体外受精	2
第4章	顕微授精	3
第5章	受精卵の培養	3
第6章	タイムラプス培養およびAI画像解析	4
第7章	胚移植術	4
第8章	治療経過の申告義務	5
第9章	融解	5
第10章	着床前診断	5
第11章	凍結保存（胚）	6
第12章	凍結保存（精子）	7
第13章	凍結保存（未受精卵）	8
第14章	凍結保存管理	9
第15章	凍結管理期間更新	10
第16章	凍結管理の破棄依頼	11
第17章	返金	11
第18章	連絡義務	11
第19章	当院からのご案内	11
第20章	保存責任	11
第21章	移送	12
第22章	離婚・パートナー解消や死亡	12
第23章	治療中止の依頼	12
第24章	治療中断	12
第25章	処分検体の使用	13
第26章	秘密保持	13
第27章	学会報告義務	13
第28章	規程の改定	13

※以下の規定や、同意書内において、事実婚カップルの場合は女性側を妻、男性側を夫、未受精卵凍結を行っている独身女性の場合は妻を本人と読みかえてください。

第1章 総則

第1条 この規程は、赤坂レディースクリニック（以下「当院」という。）の生殖補助医療をはじめとした不妊治療に関する事項を定めたものです。

第2条 この規程に定めた事項のほか、不妊治療に関する事項については、日本産科婦人科学会および日本生殖医学会その他の示したガイドラインの定めによります。

(適用範囲)

第3条 この規程は第2章で定める治療対象の方に適用されます。

(規程の遵守)

第4条 当院はこの規程により、医療に係る安全管理体制のもと治療を行います。また、診療を受ける方はこの規程の遵守をお願いします。

第2章 治療対象

(治療要件)

第5条 以下すべてを満たす方が対象です。

- (1) 女性は治療の開始日から終了するまで、日本国内に住民登録をし、通院が可能な状態であること
- (2) 女性は治療の開始日から終了するまで、公的医療保険に加入していること
- (3) 不妊治療を初めて開始する女性の年齢が、45歳以下であること

第3章 採卵術および体外受精

(治療対象)

第6条 当院にて体外受精治療をできる方は、第2章で定めた要件を満たし、かつ次の通りです。

- (1) 法的婚姻関係にあるご夫婦、もしくは事実婚カップルで、かつ卵管性不妊、男性不妊症、加齢、免疫性不妊症、子宮内膜症性不妊症、原因不明で不妊治療が長期間などの場合です。
- (2) 治療開始時に、「パートナーとの関係性申告書」をご提出いただきます。

(必要検査)

第7条 体外受精の治療を始める前に、カップルともに基本の血液検査が必要です。

2. 当院での感染症検査は、1年ごとの更新としています。
3. 基本の血液検査は、他院のものは採用しません。

(費用について)

第8条 国の定める条件下で、治療の多くは健康保険対象です。

2. 採卵費用に加え、受精・培養費用、凍結を行った場合はその費用が必要です。
3. 採卵費用は、採卵術費用に採取された卵子の数に応じ費用が加算されます。
4. 体外受精を行った場合は、さらに体外受精管理料が必要です。
5. スパームセパレーター（ZyMōt）を使用した精子調整は健康保険対象外の自費診療です。
6. 自費診療の費用は、説明冊子内の自費診療価格表に定めています。

(提出書類について)

第9条 治療開始時には、「体外受精・胚移植に関する同意書」の提出が必要です。

2. この同意書は、治療を継続して行う場合、1年ごとに再提出していただきます。

3. 採卵当日までに、この同意書の提出がない場合や、同意書に不備がある場合は、採卵を行うことはできません。なお上記の理由などで、当日に採卵がキャンセルになった場合、あらかじめ培養液などの準備を行っているためその費用が必要です。十分にご注意ください。

(同意の撤回について)

第10条 同意書を提出後でも、ご夫婦が希望され、体外受精前であれば、自由に同意を取り消すことができます。

(学会の報告義務について)

第11条 治療成績を日本産科婦人科学会本部に毎年報告することが義務づけられています。また論文や学会などで発表することがありますが、個人が特定されるようなことは一切ありません。

第4章 顕微授精

(治療対象)

第12条 当院にて顕微授精治療ができる方は、第2章で定めた要件を満たし、かつ次の通りです。

- (1) 法的婚姻関係にあるご夫婦、もしくは事実婚カップルで、かつ重度の男性不妊症、加齢、通常の体外受精で受精しない場合です。
- (2) 治療開始時に、「パートナーとの関係性申告書」をご提出いただきます。

(必要検査)

第13条 顕微授精の治療を始める前に、カップルともに基本の血液検査が必要です。

2. 当院での感染症検査は、1年ごとの更新とします。
3. 基本の血液検査は、他院のものは採用しません。

(費用について)

第14条 国の定める条件下で、治療の多くは健康保険対象の治療です。

2. 顕微授精の費用は、実施した個数に応じて費用が加算されます。
3. ヒアルロン酸精子選択は健康保険対象外の自費診療です。
4. 将来使用することを目的に保存していた凍結卵を使用して、顕微授精をする場合は、健康保険対象外の自費診療です。
5. 自費診療の費用は、説明冊子内の自費診療価格表に定めています。

(提出書類について)

第15条 治療開始時には、「顕微授精に関する同意書」の提出が必要です。

2. この同意書は、治療を継続して行う場合、1年ごとに再提出していただきます。

(同意の撤回について)

第16条 同意書を提出後でも、ご夫婦が希望され、顕微授精前であれば、自由に同意を取り消すことができます。

(学会の報告義務について)

第17条 治療成績を日本産科婦人科学会本部に毎年報告することが義務づけられています。また論文や学会などで発表することがありますが、個人が特定されるようなことは一切ありません。

第5章 受精卵の培養

(目的)

第18条 受精卵から初期胚および胚盤胞を作成することを目的として培養を行います。

(費用について)

第19条 国の定める条件下で、健康保険対象の治療です。

2. 受精卵の数に応じて費用が必要です。
3. 健康保険対象外の場合は、自費診療です。費用の詳細は、説明冊子内の自費診療価格表に定めています。

第6章 タイムラプス培養およびAI画像解析

(タイムラプス培養とAI画像解析)

第20条 タイムラプスインキュベータの連続観察により得られた情報を基にAI（人工知能）技術を活用した画像解析ツールを用いて胚を選別します。

2. タイムラプスインキュベータとAI画像解析は一連の治療のため、どちらか一方だけの治療を選択することはできません。

(費用について)

第21条 健康保険対象外の自費診療です。費用の詳細は、説明冊子内の自費診療価格表に定めています。

第7章 胚移植術

(治療対象)

第22条 当院にて体外受精治療をできる方は、第2章で定めた要件を満たし、かつ次の通りです。

- (1) 法的婚姻関係にあるご夫婦、もしくは事実婚カップルで、かつ移植可能な新鮮胚がある、もしくは凍結胚を保存している場合です。
- (2) 治療開始時には「パートナーとの関係性申告書」をご提出いただきます。

(必要検査)

第23条 胚移植の治療を始める前に、カップルともに基本の血液検査が必要です。

2. 当院での感染症検査は、1年ごとの更新としています。
3. 基本の血液検査は、他院のものは採用しません。

(費用について)

第24条 国の定める条件下で、治療の多くは健康保険対象です。

2. 健康保険対象となる回数は、治療開始時の女性側の年齢により異なります。
3. 健康保険対象の回数制限を超えた場合において、採卵術を含めたその後の生殖補助医療はすべて自費診療です。費用の詳細は、説明冊子内の自費診療価格表に定めています。

(移植対象について)

第25条 胚は採卵を受けた女性に移植されます。

(提出書類について)

第26条 治療開始時には「体外受精・胚移植に関する同意書」の提出が必要です。

2. 凍結胚の場合は「融解および融解胚移植に関する同意書」を提出していることが条件です。
3. この同意書は、治療を継続して行う場合、1年ごとに再提出していただきます。
4. 移植日前までに、この同意書の提出がない場合や、同意書に不備がある場合は、移植を行うことはできません。なお上記の理由などで、当日に移植がキャンセルになった場合、融解胚移植では、胚はあらかじめ融解し、培養液などを準備しているため、その費用が必要です。十分にご注意ください。また希望により、再凍結することはできますが、凍結費用が再度かかることと、2回目の凍結は胚へのダメージが懸念されますので、希望される場合はその点をご留意ください。

(同意の撤回について)

第27条 同意書を提出後でも、ご夫婦が希望されれば、融解前に限り、自由に同意を取り消すことができます。

(移植胚数について)

第28条 日本産科婦人科学会のガイドラインに従い、移植胚は原則1個ですが、治療歴・年齢・胚の状態により最大2個まで移植することができます。

(学会の報告義務について)

第29条 治療成績を日本産科婦人科学会本部に毎年報告することが義務づけられています。また論文や学会などで発表することがありますが、個人が特定されるようなことは一切ありません。

第8章 治療経過の申告義務

(提出書類について)

第30条 生殖補助医療の治療開始時に、これまでの治療経過について「治療経過申告書」をご提出いただきます。

2. 健康保険対象となる胚移植術の回数は、治療開始時の女性側の年齢により異なるため、採卵術を開始した年齢およびこれまでの胚移植術の実施回数の合計について申告していただきます。

(申告の不正について)

第31条 患者様の申告された治療経過に疑義が生じ、健康保険対象の回数制限を超えるなどの健康保険適用外と判断したときは、これまでの治療はすべて自己負担となりますのでご注意ください。

第9章 融解

(融解の目的や回数)

第32条 融解後の胚は胚移植に使用し、融解後の未受精卵は顕微授精に使用します。

2. 一度融解した胚や未受精卵を再び凍結することは質の低下につながりますので原則行いません。

(費用について)

第33条 健康保険適用の場合は、胚移植術の費用に含まれます。

2. 自費診療の場合の費用は、説明冊子内の自費診療価格表に定めています。

3. 当院での不妊治療に使用するために、凍結精子を融解する場合は、融解の費用はかかりません。

(融解後の生存率について)

第34条 胚の場合は、非常に高い確率で融解後の生存率が確認されています。

2. 未受精卵の場合、凍結・融解の操作過程で一部の卵子は破損することが予測され、融解後の卵子の生存率は70%程度と言われています。

3. 精子の凍結・融解による生存率は約50~70%で、運動精子の数が減ってしまうことが予想されるリスクとして挙げられます。凍結・融解自体が出生した児に影響を及ぼした報告はありません。

第10章 着床前診断

(治療対象)

第35条 当院にて着床前診断ができる方は、第2章で定めた要件を満たし、かつ次の通りです。

(1) 法的婚姻関係にあるご夫婦、もしくは事実婚カップルです。

(2) 治療開始時に、「パートナーとの関係性申告書」をご提出いただきます。

(3) 輸送、検査および診断を委託している外部企業のカウンセリングを受け、ご夫婦単位で外部企業との運輸および検査上の契約を結ぶ必要があります。

(必要検査)

第36条 着床前診断の検査を始める前に、カップルとともに基本の血液検査が必要です。

2. 当院での感染症検査は、1年ごとの更新としています。

3. 基本の血液検査は、他院のものは採用しません。

(費用について)

第37条 健康保険対象外の自費診療です。

2. 組織採取した胚の個数分の費用が加算されます。

3. 費用の詳細は、説明冊子内の自費診療価格表に定めています。

(検査対象や方法について)

第38条 当院にて生殖補助医療治療周期に得られた胚より組織採取を行い、その後胚は凍結することを原則とします。

2. 他院からの持ち込みの胚は対象外です。

3. 当院が検査を委託している外部企業にのみ検査提出が可能です。

4. 胚盤胞発生個数や程度によっては、胚凍結後融解の上、細胞を採取する場合があります。胚の凍結融解でダメージが起こる可能性はありますが、現在では、2回凍結・融解された胚と、1回凍結・融解された胚とを比較して、臨床妊娠率は変わらないと多数報告されています。

(提出書類について)

第39条 着床前診断には、採卵日当日までに「着床前診断に関する同意書」の提出が必要です。

2. この同意書は、治療を継続して行う場合、1年ごとに再提出していただきます。

3. 上記同意書の提出がない場合、予定の組織採取はできませんので十分にご留意ください。この場合は、予定の組織採取は行わず胚凍結を行います。その際、体外受精や凍結までにかかった治療費用の返金も行えませんのでご注意ください。

(同意の撤回について)

第40条 同意書を提出後でも、組織採取前であればいつでも自由に同意を取り消すことができます。

(学会の報告義務について)

第41条 治療成績を日本産科婦人科学会本部に毎年報告することが義務づけられています。また論文や学会などで発表することがありますが、個人が特定されるようなことは一切ありません。

第11章 凍結保存(胚)

(治療対象)

第42条 当院にて凍結胚保存をできる方は、第2章で定めた要件を満たし、かつ次の通りです。

- (1) 法的婚姻関係にあるご夫婦、もしくは事実婚カップルで、かつ通常の体外受精ならびに顕微授精にて多くの受精卵（胚）が得られ、胚移植にいたらなかった余剰の受精卵（胚）を有する場合です。
- (2) 治療開始時に、「パートナーとの関係性申告書」をご提出いただきます。

(必要検査)

第43条 凍結保存の治療を始める前に、カップルとともに基本の血液検査が必要です。

2. 当院での感染症検査は、1年ごとの更新としています。

3. 基本の血液検査は、他院のものは採用しません。

(費用について)

第44条 国の定める条件下で、治療の多くは健康保険対象です。

2. 凍結した胚の数に応じて、胚凍結保存管理料が算出されます。

3. 自費診療の費用は、説明冊子内の自費診療価格表に定めています。

(凍結方法や基準について)

第45条 急速凍結法（ガラス化法）を用います。

2. 1本のクライオトップに1個の胚を凍結保存することを原則とします。
3. 凍結できる胚の基準は、凍結・融解の処理に耐えられると判断されたものです。
4. 凍結の基準を満たすことができない場合は、凍結処理は行わず当院にて処分させていただきます。

(提出書類について)

第46条 胚凍結には、採卵日当日までに「凍結保存及び凍結保存期間更新に関する同意書」の提出が必要です。

2. この同意書は、治療を継続して行う場合、1年ごとに再提出していただきます。
3. 上記同意書の提出がない場合、予定の凍結処理はできませんので十分にご留意ください。その際、準備にかかった費用を申し受けます。さらに、凍結までにかかった治療費用の返金も行えませんのでご注意ください。

(同意の撤回について)

第47条 同意書を提出後でも、凍結前であればいつでも自由に同意を取り消すことができます。

(学会の報告義務について)

第48条 治療成績を日本産科婦人科学会本部に毎年報告することが義務づけられています。また論文や学会などで発表することがありますが、個人が特定されるようなことは一切ありません。

第12章 凍結保存(精子)

(治療対象)

第49条 当院にて凍結保存治療ができる方は、第2章で定めた要件を満たし、かつ次の通りです。

- (1) 法的婚姻関係にあるご夫婦、もしくは事実婚カップルで、顕微授精の際に、有効な精子の採取ができることが予想される方で、治療前に精子を採取して保存しておく必要がある場合です。
- (2) 治療開始時に、「パートナーとの関係性申告書」をご提出いただきます。
- (3) 顕微授精治療を行う場合のみ凍結保存が可能です。
- (4) 採卵日当日に夫が不在などの理由で、前もって精子を凍結することは行っておりません。

(必要検査)

第50条 凍結保存の治療を始める前に、カップルともに基本の血液検査が必要です。

2. 当院での感染症検査は、1年ごとの更新とされています。
3. 基本の血液検査は、他院のものは採用しません。

(費用について)

第51条 健康保険適用の場合の費用は体外受精・顕微授精管理料に含まれます。

2. 自費診療の場合の費用は、説明冊子内の自費診療価格表に定めています。

(凍結方法および基準や単位について)

第52条 事前に当院にて感染症検査を済ませていることが条件です。凍結前に必ずしも精液検査は必要ありません。

2. 急速凍結法（ガラス化法）を用います。
3. 1回の射出精子より1本分（1回分）の凍結を原則とします。
4. 当院で凍結可能な精液所見は、運動精子数500万匹以上です。
5. 凍結予定日に提出された精子が、万が一運動精子数500万匹以上を満たさない場合、提出精子の凍結処理は行わず、検査用の検体として使用し、精液検査の費用を請求させていただきます。

6. 凍結の対象は前項に定めるとおり、顕微授精治療を継続中のご夫婦もしくはカップルのため、女性側の治療が終了した際には、凍結精子は処分いたします。

(免責事項)

第53条 持参精子によっておこる事項に関しては、持参者に責任を委ね当院には責任がないこととしますのでご注意ください。

(提出書類について)

第54条 精子凍結には、凍結日までに「凍結保存及び凍結保存期間更新に関する同意書」の提出が必要です。

2. この同意書は、治療を継続して行う場合、1年ごとに再提出していただきます。

(同意の撤回について)

第55条 同意書を提出後でも、凍結前であればいつでも自由に同意を取り消すことができます。

(学会の報告義務について)

第56条 治療成績を日本産科婦人科学会本部に毎年報告することが義務づけられています。また論文や学会などで発表することがありますが、個人が特定されるようなことは一切ありません。

第13章 凍結保存(未受精卵)

(治療対象)

第57条 当院にて未受精卵凍結ができる方は次の通りです。

- (1) 保険適用外の体外受精治療中で、採卵後にやむを得ない理由で夫が採精できなかった場合、もしくは提出された精子が不良な状態で、媒精に使用できなかった場合です。
- (2) 39歳以下の女性で、将来使用することを目的とした未受精卵凍結の場合です。
- (3) 40歳以上の女性では以下の内容が理解できていることが前提です。

現時点ですでに卵子の能力が低下していること（出産率の低さ）

未受精卵を将来融解（解凍）した場合に、卵が変性し、受精に用いることが出来ないことも予想されること
(注) 悪性腫瘍など（以下、原疾患）に罹患し、その原疾患治療を目的として外科的療法、化学療法、放射線療法などを行うことにより、卵巣機能が低下し、その結果、妊娠性が失われると予測される場合の未受精卵凍結は、原疾患治療で発生する副作用対策の一環としての医療行為と考えられていますので、日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚および卵巣組織の凍結・保存に関する登録」施設にご相談ください。

(必要検査)

第58条 治療開始時に基本の血液検査が必要です。

2. 当院での感染症検査は、1年ごとの更新としています。
3. 基本の血液検査は、他院のものは採用しません。

(費用について)

第59条 健康保険対象外の自費診療です。

2. 採卵費用に加え、凍結の費用が必要です。採卵費用は、基本料金に採卵できた成熟卵の個数（未熟卵子は含まない）分の費用が加算されます。
3. 凍結費用は、基本料金に凍結したクライオトップの本数分の費用が加算されます。
4. 費用の詳細は、説明冊子内の自費診療価格表に定めています。

(凍結方法および基準や単位について)

第60条 急速凍結法（ガラス化法）を用います。

2. 1本のクライオトップに未受精卵を3個まで凍結します。
3. 凍結できる未受精卵の基準は、成熟卵のみです。
4. 凍結の基準を満たすことができない場合は、凍結処理は行わず当院にて処分させていただきます。

(提出書類について)

第61条 体外受精治療中の方は、「凍結保存及び凍結保存期間更新に関する同意書」が提出されていれば、新たに同意書は必要ありません。

2. 未受精卵凍結のみを目的とした方は、採卵日当日までに「採卵／卵子凍結および凍結保存期間更新に関する同意書」の提出が必要です。
3. この同意書は、治療を継続して行う場合、1年ごとに再提出していただきます。
4. 採卵日前までに、この同意書の提出がない場合や、同意書に不備がある場合は、未受精卵凍結を行うことはできません。なお上記の理由などで、当日採卵がキャンセルになった場合、培養液などの準備は行っておりますので、その費用を申し受けます。さらに、それまでにかかった排卵誘発などの治療費用の返金も行えませんのでご注意ください。

(同意の撤回について)

第62条 同意書を提出後でも、採卵前であればいつでも自由に同意を取り消すことができます。

(学会の報告義務について)

第63条 治療成績を日本産科婦人科学会本部に毎年報告することが義務づけられています。また論文や学会などで発表することがありますが、個人が特定されるようなことは一切ありません。

第14章 凍結保存管理

(凍結期限日について)

第64条 凍結保存期限日は、「胚培養結果報告書」「卵子凍結報告書」に記載しています。

2. 胚の凍結保存期限日は、採卵した日から1年後の月末を、初回の「保存期限日」と定めます。
3. 未受精卵の凍結保存期限日は、採卵した日から1年後の月末を、初回の「保存期限日」と定めます。

(費用について)

第65条 生殖補助医療（胚移植治療）が引き続き行われている場合において、年に1回、胚凍結保存維持管理料が必要です。

2. 保険適用における胚凍結保存維持管理料は、胚移植治療が引き続き行われており、年齢及び回数制限内の場合、3年を限度に健康保険対象です。
3. 自費診療の場合の費用は、説明冊子内の自費診療価格表に定めています。

(期限日以降の凍結保存管理について)

第66条 胚移植治療を、妊娠のためもしくは患者様の希望で中断する場合で、胚凍結保存管理の継続を希望する場合は、次章に定める管理期間更新の手続きおよび凍結保存維持管理料が必要です。

(凍結最長保管期間について)

第67条 胚については、女性が生殖年齢を超えない限りとし、特に期間は定めません。

2. 精子は当該男性のパートナーである女性側の治療が終了するまでとします。以降は処分いたします。
3. 未受精卵の院内保管は満50歳の誕生日までとします。それ以降については処分いたします。

第15章 凍結管理期間更新

(保存管理期間の延長について)

第68条 初回の保存期限日以降も継続して胚・未受精卵の凍結保存をご希望の場合は、「保存期限当日まで」の間に、更新手続きをお願いしております。

(更新手続き受付期間について)

第69条 更新手続きの受付期間は、期限当日までとなります。遅れての凍結保存管理期間更新申請は、お受けいたしかねますので、更新をご希望される場合は必ず期限内に患者様ご自身で、第70条に定める手続きを行う必要があります。

(手続き方法および提出書類)

第70条 手続き方法と提出書類は次の通りです。

(1) 郵送（現金書留）

「凍結保存期間更新依頼書」に必要事項を記入し、凍結保存維持管理料と同封して当院住所宛にお送りください。

(2) 窓口での手続き

「凍結保存期間更新依頼書」に必要事項を記入し、凍結保存維持管理料（クレジットカード可）と一緒にご持参ください。

(3) オンライン決済での手続き

はじめてご利用の場合、患者さまの情報を登録する必要があります。WEB予約ページの更新手続きからご予約ください。患者さまの情報を登録しませんと、当院から決済URLをメールにてご案内できません。この場合の「凍結保存期間更新依頼書」の提出は省略可能です。

(凍結保存管理期間更新費用について)

第71条 費用の詳細は、説明冊子内の価格表に定めています。

2. 凍結胚は、1個（凍結ID）につき、12か月単位で費用が算定されます。
3. 凍結未受精卵は、クライオトップ1本（凍結ID）につき、12か月単位で費用が算定されます。

(保存管理延長期間について)

第72条 保存管理期間は、1年（12か月）単位です。1か月単位や、半年単位での更新はできません。ご希望があれば、複数年分まとめての管理延長を行うことは可能です。

(更新対象および期限を過ぎた凍結物の取り扱い)

第73条 一部の胚もしくは卵の更新をご希望の場合は、「凍結保存期間更新依頼書」に更新希望の凍結IDを記入してください。記載のないものについては自動的に破棄処分となりますので、お間違のないように記入をお願いします。

2. 一部の胚もしくは卵のみ更新の手続きを行った場合は、そのほかの胚もしくは卵については自動的に破棄処分いたします。この場合の「破棄処分依頼書」の提出は省略可能です。
3. 着床前診断をした結果、染色体の数的異常が認められた胚で、保存期限日までに手続きが完了しない場合は、自動的に破棄処分いたします。
4. 保存期限日までに手続きが完了しない場合は、継続の意思がなく凍結胚・凍結未受精卵の所有権を放棄したものとみなし、凍結胚・凍結未受精卵の処分権は当院に帰属します。また、以降の当院での治療はお断りさせていただきます。

第16章 凍結管理の破棄依頼

(受付期間、手続き方法および必要書類)

第74条 保存期限日までに、「破棄処分依頼書」に必要事項を記入し、当院住所宛に郵送していただかなければ、予約システム上でご依頼ください。破棄処分の場合には費用は発生しません。

第17章 収支

(凍結保存管理期間更新費用の収支について)

第75条 すでに保存管理延長の手続きを行った後に、当院で不妊治療のため、胚または未受精卵を融解した場合は、融解した時点で、凍結保存期間が1年以上残っている場合に返金いたします。

2. すでに保存管理延長の手続きを行った後に、胚または未受精卵を破棄や院外へ持ち出す場合にも、前項同様に凍結保存期間が1年以上残っている場合に返金いたします。その場合、返金額の15%の手数料をご負担いただきますのでご了承ください。
3. 収支額は1年単位です。1ヶ月や半年単位での収支はできません。

第18章 連絡義務

(患者様から当院への連絡義務について)

第76条 当院から患者様に連絡し凍結継続されるか、破棄処分されるかの確認をする義務はありません。手続きは規定の通り行ってください。

2. ご夫婦・事実婚カップルのうちどちらか一方だけでも住所や電話番号を変更された場合は、速やかに当院へお知らせください。
3. 海外にお住まいの方は、電話番号やメールアドレスを変更された場合は、速やかに当院へお知らせください。

第19章 当院からのご案内

(保存期限についてのお知らせ)

第77条 凍結保存期限月に、患者様に登録いただいたメールアドレスに、もしくは電話番号に連絡を差し上げております。

(連絡不能の場合の取り扱い)

第78条 凍結更新もしくは破棄処分に関する手続きは患者様が責任をもって行っていただく必要があります。当院からの連絡はあくまでも附加サービスで、義務ではありません。このため、連絡先変更の届を行っていない、もしくはメール送受信トラブルなどで連絡不能の場合も当院の責任は一切ございません。またこのことは、凍結更新もしくは破棄処分の手続きをされなかった場合の理由として勘案しません。

第20章 保存責任

(保存責任・免責事項)

第79条 セキュリティーシステム、非常用電源の設置など万全を期しておりますが、天災、災害、不慮の事故、その他やむを得ない理由により、凍結胚・精子・未受精卵の損傷、紛失について、当院はその責を一切負わないものとします。その場合、凍結までにかかった治療費、凍結料、更新費用の返金は致しませんのでご了承ください。

(閉院時の取り扱い)

第80条 当院が万が一、閉院（院長死亡など）する場合は、院内保管の凍結胚・未受精卵は処分もしくは、保管業務委託施設への移管のお手続きをお願いします。

第21章 移送

(院外への凍結物の持ち出しについて)

第81条 移送中のトラブルや、移送した胚などの凍結物の取り扱いについて、責任の所在があいまいになってしまふため、原則として凍結胚・凍結未受精卵を院外へ持ち出すことはできません。ただし、事情によりご相談は可能です。

2. 遠方へ転居などの理由で、どうしても移送する必要がある場合については、別途「凍結胚・凍結卵の移管・移送について」に定めます。
3. 着床前診断を行った胚は、いかなる理由でも、院外への持ち出しは出来ません。

第22章 異婚・パートナー解消や死亡

(離婚・パートナー解消や死亡の場合の手続き)

第82条 胚・精子の凍結をされているご夫婦が離婚された場合、または事実婚カップルがパートナーを解消された場合は、速やかに当院へお知らせください。胚・精子は処分されます。

2. ご夫婦・事実婚カップルのどちらか一方が死亡された場合は、速やかに当院へお知らせください。パートナーの意思に関係なく、胚・精子は処分されます。

第23章 治療中止の依頼

(治療中止のお手続き)

第83条 不妊治療はカップルの自由な意思のもとに、一致した方向性をもって治療することが必要になります。どちらか一方が不妊治療の中止を希望する場合には、当院では治療を進めることができないので、お二人の間で解決してください。

2. カップルのどちらか一方が、今後の不妊治療の継続を望まないにも関わらず、どちらか一方のみが通院を続けてしまうリスクがある場合には、「治療中止依頼書」を提出し治療中止を依頼することができます。当院までお越しいただき、「治療中止依頼書」をお渡しますので、必要事項を記入し当院に提出してください。
3. 「治療中止依頼書」をご提出いただいた後、カップルが一致して治療再開を希望される場合には、まずはお二人で来院ください。第84条に定める期間内であれば、不妊治療の再開は可能です。
4. 凍結胚・凍結精子がある方が、「治療中止依頼書」をご提出された場合は、胚・精子は処分いたします。
5. ご夫婦どちらか一方の意思が反映されず、更新手続きや治療が進められた事例がありますが、必要書類の署名は、ご夫婦ともにご本人の直筆で署名されているものとして、受理しております。施行後に事実でない事が判明しましたが当院では一切の責任を負えませんのでご注意ください。

第24章 治療中断

(不妊治療の中止について)

第84条 健康保険適用における不妊治療を、患者様の希望で中断し、6か月以上の期間を経過した場合は、当院での不妊治療は終診とします。終診後の不妊治療再開はお断りしております。

2. 自費診療における不妊治療を、患者様の希望で中断し、12か月以上の期間を経過した場合は、当院での不妊治療は終診とします。終診後の不妊治療再開はお断りしております。
3. 妊娠のために不妊治療を中断し、出産（もしくは流産も含む）を経たのち、不妊治療を再開する場合は、中断の期間を問わず、不妊治療の再開は可能です。

第25章 処分検体の使用

(処分検体の使用について)

第85条 破棄処分を希望の場合、または手続き期限を過ぎ処分権が当院に帰属した胚・未受精卵については、医療技術の発展のために使用させていただく場合があります。使用後は直ちに責任をもって処分いたします。目的はあくまでも医療技術発展のためであり他人の人工授精や胚移植には使用いたしません。

第26章 秘密保持

(写真、動画撮影や録音の禁止)

第86条 患者様や職員のプライバシーおよび院内における個人情報を保護するため、院内での写真、動画撮影や録音を禁止します。

(秘密情報開示の禁止について)

第87条 当院での不妊治療で得た診療内容、結果やその他の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、SNS、動画サイトまたはインターネット上の掲示板等に投稿し、第三者に開示することを禁じます。

2. 秘密保持違反が認められた場合、以降の当院での不妊治療はお断りさせていただきます。

第27章 学会報告義務

(治療成績の学会報告)

第88条 治療成績を日本産科婦人科学会に毎年報告することが義務づけられています。また、論文や学会などで発表することがありますが、守秘義務に十分留意したうえで行いますので、個人が特定されるようなことは一切ありません。

第28章 規程の改定

(規程の改定について)

第89条 「生殖医療における当院の規程」は当院の判断により改定されることがあります。その他全ての項目は、日本産科婦人科学会、日本生殖医学会の規定に基づきます。